

平成28年三条市議会第2回定例会請願文書表

受理番号	第 15 号	受理年月日	平成28年6月20日
件名	新潟水俣病全被害者の救済と問題 解決に関する請願		
紹介議員	下村喜作君 杉井 旬君 山田富義君 小林 誠君 長橋一弘君 野崎正志君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>新潟水俣病の公式確認から50年が過ぎました。この間、最高裁判所は、二度にわたって現行の認定基準(昭和52年判断条件)では認められなかった被害者を水俣病患者と認めて、国や加害企業に賠償を命じた上、認定基準の見直しを含む弾力的な運用を求めています。</p> <p>しかるに、本年4月末現在、県内の認定申請者が162名を数えているように、また国や昭和電工を被告とした訴訟が行われているように、新潟水俣病は終わっていません。昨年5月31日、新潟市内で開催された新潟水俣病公式確認50年式典において、望月環境大臣は悲惨な公害が二度と繰り返されないよう、環境行政の推進に全力で取り組むことがみずからの使命であると述べましたが、未救済被害者への対応については言及しませんでした。</p> <p>一方、新潟県知事は同日、今なお潜在患者が相当数いることを踏まえ、全ての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立等を求めるふるさとの環境づくり宣言2015を発表しました。</p> <p>また、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(水俣病特措法)の救済判定をめぐって、国は異議申し立てができる行政処分には当たらないとの見解を示していますが、新潟県は処分性があるとして異議申し立てを認め、行政不服審査法に基づいて審理を行っています。この件については、著名な行政法学者らが、国の見解はこれまでの判例・通説に反すると指摘しています。</p> <p>ついては、次の事項について早急に取り組むよう国及び関係行政庁に意見書を提出されるよう請願いたします。</p> <p>【請 願 事 項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者・国・加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること。 2 平成21(2009)年7月に成立した水俣病特措法の第37条に定めている指定地域等居住者の健康に係る調査研究として阿賀野川流域住民の健康被害実態調査を速やかに実施すること。 3 潜在患者が名乗り出ることができるよう、環境を整備すること。 4 昭和30(1955)年ごろから昭和53(1978)年ごろまでに阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取り組みを行うこと。 5 水俣病特措法の異議申し立てを認めること。 			

付託委員会

市民福祉常任委員会